公益社団法人兵庫県看護協会「看護ひょうご」広告募集要項

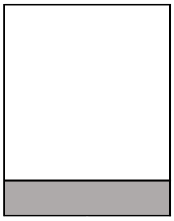
1　媒体の概要

(1)　名称　　看護ひょうご
(2)　形状　　A4　16ﾍﾟｰｼﾞ又は 20ﾍﾟｰｼﾞ
(3)　部数　　約 30,000 部
(4)　発行　　4 回/年（4 月、7 月、10 月、1 月）
(5)　配布　　全会員(施設毎に発送　※施設約 800、個人会員約 3,000)

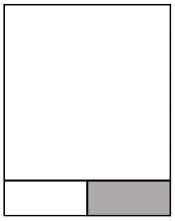
2　広告の規格

(1) 広告の場所及びサイズ

A (1/6)



B (1/12)



(2)　刷り色　フルカラー

3　広告掲載料(1 回あたり)

	広告サイズ(たて×よこ：mm)	広告掲載料(円)　〔税別〕		
		裏表紙	裏表紙裏	中面
A	1／6 ページ(42×175)	91,000	73,000	37,000
B	1／12 ページ(42×87)	50,000	40,000	20,000

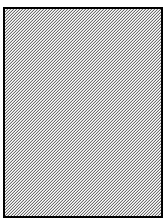
4　特別枠

（1）　会員に特に大きなメリットとなる特典を内容とする広告については、裏表紙の裏面に１ページ又は１／２ページで掲載することができます。ただし、この場合は、本会広告掲載要綱で定める審査については、業務執行理事会を経て、理事会で協議して承認される必要があります。

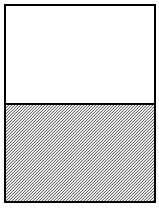
（2）　刷り色はフルカラーです。

（3）　特別枠広告の規格は下記のとおりです。

１ページ



１／２ページ



（4） 広告掲載料(1 回あたり)

広告サイズ（たて×よこ：mm）	広告掲載料〔税別〕
1ページ（250×175）	350,000 円
1/2ページ（125×175）	200,000 円

（5） 申込みについては、まずお問い合わせください。

5　掲載の申込み

発行の３か月前までに申し込んでください。

6　原稿の提出

申込書を提出する際に原稿データを「看護ひょうご」担当に提出してください。

広告のデザインを本会の委託業者がどの程度行うかについては、申込み時に協議して確認させていただきます。(デザインに手間がかかる場合は、別途デザイン料がかかる可能性があります。)

7　広告掲載料の支払い

指定した期日までに、本会指定金融機関へお支払いください。

8　広告掲載料の返金

納入された広告掲載料は返金できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部又は一部を返金いたします。

9　広告掲載の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消します。

(1) 広告が、編集・発行上支障となるとき
(2) 指定する期日までに広告掲載料の入金がないとき
(3) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
(4) その他会長が広告の掲載を取り消さざるを得ないと認めたとき

１０　免責について

(1) 掲載された広告の内容に関しては、広告主様に一切の責任を負っていただきます。広告内容に起因する名誉毀損の請求又は訴訟、プライバシーの侵害、著作権の侵害及び他の請求・訴訟に関し、本会は一切の責任を負いません。
(2) 広告掲載の形式、方法等の条件については、本会の都合により予告なく変更する場合があります。
(3) 広告の発行に遅延・中断が生じても、お申込みいただいた広告の掲載に影響が生じなかった場合は、本会は一切責任を負いません。

１１　その他

(1) 広告主は「公益社団法人兵庫県看護協会広告掲載要綱」を遵守してください。
(2) 内容について疑義が生じた場合は、本会業務執行理事会で協議するものとします。また、必要に応じて、本会が広告主に確認等を行うことがあります。
(3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて本会と広告主双方協議の上定めることとします。

１２　問い合わせ・申込み先

公益社団法人兵庫県看護協会総務部　広報担当
TEL078-341-0190　FAX078-361-6652